

對シテ協議シ一致見出シタイト思フ其清組合規則才
千條中一項削除ノ件ニ對シテ削除ノ必要ナシト認ムルト
言フ回答デアル裁判所ニ於テ犯罪ヲ論ベルトキ公明正大ヲ
期スルタメニ辯護士ヲ附ケルガ工廠ニ於テ犯罪ニハ其レヲ
附ケナイノデアルカラ犯罪ヲ充分ニ公明正大ニ論ベル事ハ
出来ナイノデアルト思フ、昨年ノ回答ニ於テ誠意アルト云フ
事ハ認ムラレナイ、促進ノ意味ニ於テ此ニミ進ムカ、本女
員ヲ造ツテツレニツツテ事ヲヤルカ何レカニシタイト思フ
(番外十一) 昨午ノ理事會ノ決議ニ對シテ当局ニ於テモ
研究ハシテ是レ中ニ十條ニ書ノ必要ナシト思フ、四月ニ
十午ノ逓信省令ニヨリ十條一項ニ在リ一項ヲ加テ十條
全頁犯罪ニヨリ刑事犯人トナルトキハ救済金給與セズ

トアル、但シ脱退救済金ハ其ノ限リニアラズナリテ是レ此ハ
吾々ノ言ハントスル事ハコレニヨリテ言ハレヨク是レデアルト思フ
逓信省ト海軍省ト省ガ違フテ是レニシテモ逓信省ノ
省令ニヨリテ表サレテ是レノデアルカラ不可能デナトト思
フガ故ニ進ンテ世實ヒタイ

(十二) 犯罪ニ對シテハ準備ヲ解カレタコトニヨリテ其ノ
罪ハ果サレテ是レ其清組合ノ規則ハ附加刑ヲアル、予指
示アル、其清組合ニ入ルノハ入獄当日デアル、晚ク入ツタニハ
ハ附加刑ハ其タケ少ナイガ勤績ガ長クナル程ハ
重クナルト言フ予指示出テ来ルノデアル
(番外三) 艦政本部長トノ會見ノ經過ヲ簡潔ニ述ベ
タリ艦政本部長トノ會見ノ經過ヲ簡潔ニ述ベ
タリ艦政本部長トノ會見ノ經過ヲ簡潔ニ述ベ